

鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例（平成24年10月条例第16号）第2条に規定する区域及びその周辺区域のまちづくりに関する方針を実現するために必要な事項を調査及び検討する鎌倉市深沢地区まちづくり方針実現化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者又は知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例の一部改正)

2 鎌倉市深沢地区まちづくりガイドライン策定委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「東日本旅客鉄道株式会社鎌倉総合車両センター」を「東日本旅客鉄道株式会社旧鎌倉総合車両センター」に改める。